

【研究報告】

日本における法看護学教育カリキュラムの検討

山田典子<sup>1)</sup>, 山本春江<sup>1)</sup>, リボウィッツよし子<sup>1)</sup>

1) 青森県立保健大学健康科学部

キーワード：法看護学，看護教育，カリキュラム，司法精神看護，性暴力被害看護

要 旨

法看護学に関連する文献やWeb資料，および，内閣府や民間シェルター等の刊行物で被害事例報告等を扱ったものより法看護学教育カリキュラムの構築をめざした。

法看護学は，人々の健康に関与する法的な分野に看護ケアが介入することで，それに必要な看護の社会的役割を法律，社会学，法医学，犯罪学，精神医学，公衆衛生学等の様々な見地より検討し，その結果を看護実践モデルに統合するものである。

法看護学は，人間とその行動を主たる研究のドメインとするがゆえに，学問として立脚する社会や文化によって，その社会的要請内容は異なることになる。疾病や外傷は看護職が日常業務の対象とし，ケアを提供するきっかけとなるものである。法看護学的アプローチにより，疾病・外傷の直接ならびに間接的原因について，故意・過失を含むあらゆる可能性を念頭に置いた検討を加える。このことにより，患者の擁護と，権利を一層的確に護り，質の高い看護ケアを提供できる。

本研究の結果，大学等の研究教育機関において，人々の健康に関与する法的な分野における看護ケアの質を高めるためには，法看護学教育カリキュラムの構築が急がれ，それに基づき専門性の高い教育を提供できることが示唆された。

I. はじめに

法看護学は，ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」と略)・児童虐待・高齢者虐待・性暴力などの被害者から，犯罪の法的証拠を科学的に採取・保存し，被害者の人権を守りつつ適切な看護ケアを行う新たな看護学領域として1990年代から北米で発展してきた。

近年，突然の事故や犯罪被害等が引き金になり社会から孤立し，身体的・精神的および社会的健康を害している人への看護が求められている。例えば，13年

前におきた地下鉄サリン事件を例にとると，当初，聖路加国際病院で多数のサリン患者のケアにあたった医療スタッフも体調の不調を訴え，大きな不安に巻き込まれた(石松：2007)。また，いつ起こるかかわからない科学テロに対する対応とケアの特殊性を理解し備えること，被害や災害の当事者に対するケアの不足，家庭の中の弱者である子どもや高齢者および近親者に対するケアの不備が指摘されている(小林ら：2007，越智：2005)。

このような事象に対する社会政策として、「テロ対策特措法（2001）」「児童虐待の防止等に関する法律（2000）」および「配偶者からの暴力の防止と被害者の支援に関する法律（2001）」の制定と二度の改正（2004,2007）、そして「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったものの医療及び観察等に関する法律（2003）」などが施行されている。にもかかわらず、被害者および加害者の看護については、十分に検討されているとは言いがたい。それは、この領域のケアに関する需要がなく、看護職の関わりもないからだろうか。

法看護学に関連するわが国の先駆的取り組みとして「森永ヒ素ミルク中毒」事件や京都府の「マンガン中毒」への取り組み等、看護職が住民の潜在二ードの顕在化をはかり、施策に反映させてきた歴史があり、それは公衆衛生看護活動として認識されている。また、司法精神看護の対象が、犯罪被害者、触法精神障害者と家族であり（日高：2003）、その国の状況、文化、社会的問題により、求められる役割が異なる。下里（2003）は看護の役割に、触法精神障害者への投薬、薬の効果・副作用についての教育、社会的能力のトレーニング等をあげている。看護職が専門性を高め細分化するうえで、多職種チームアプローチの必要性と困難が指摘されており（宮本2006）、宮本（2003）や美濃（2008）は精神看護学をベースに前述の課題に対応できる人材育成について検討し、司法精神障害者の看護教育カリキュラムを作成している。

近年、母性看護学や小児看護学および家族看護学の講義において児童虐待やDVを、在宅看護論や地域看護学で高齢者虐待から児童虐待の負の連鎖について取り上げられるようになった。それは、家族内に虐待や暴力が潜んでいる場合、わずかなサインの見落としが死の遠因にならないとも限らず看護の究極の目標が患者のQOLの維持向上であり、命を護ることは職業的使命であるという認識が看護教育に反映された一例であろう。

従来隠され続けてきた家庭内の暴力に法の介入が可能になり、子殺し、配偶者殺し、親殺し、心中、自殺

の増加等、重大な社会問題と化している。しかし、看護研究教育機関の取り組みは遅々としている。また、被害者および家族に対する危機介入、感情のアセスメント、行動面や学習・生活能力低下の評価、教育や助言の具体的な実施について、国内の看護学文献では触れているものが少なく、知見が乏しい現状がある。そこで、本稿では文献検討をもとに、法看護学教育に関するカリキュラム検討と、今後の課題を論ずる。

## II. 研究方法

臨床場面において看護職と警察や検察・裁判所等との協働および連携について新たな知見を得、将来的には大学及び大学院教育における法看護学教育カリキュラムの構築を図ることは、新たな看護学領域の発展に貢献できる可能性がある。

筆者は以下の方法で法看護学教育カリキュラムの検討に取り組んだ。

- ①法看護学に関連する文献やWeb資料、および、内閣府や民間シェルター等の刊行物で被害事例報告等を扱ったものより法看護学上の課題の抽出。
- ②海外の大学等教育機関における法看護学教育について、海外の医療刑務所、拘留所、司法精神病院、司法精神科クリニック、司法解剖施設等の視察に加え、国際法看護師協会会員で初代会長であるコロラド大学のヴァージニア・リンチ氏(米)、カリフォルニア治療センター勤務の国際法看護協会（IAFN）功労賞受賞者であるカルメン・ヘネシー氏(米)らの協力を得、教育内容（法看護学に関する科目名、法看護学の単位数および授業時間、実習時間数と実習場所、実習提携機関と指導体制、法看護学カリキュラムに関する教員の確保等）について調査。
- ③分析方法はLiterature Reviewをもとに、概念枠組みや理論的枠組みの検討。

## III. 結果

海外文献に関しては、「Forensic Nursing」、 「nursing curriculum」をキーワードにPub Medから文献を検索した。検索の際、言語は英語、対象は人

間のみ、出版年は1989年から2008年までの20年間に絞って検索した。

表1 法看護学に関する海外論文の傾向

	内 容	アイテム数
1	法看護学の教育カリキュラムに関するもの	177
2	家庭内における暴力における法看護学について	117
3	法看護学における証拠採取とその保管について	114
4	看護ケアの対象となる被害者の特性とその理解に関すること	111
5	被害者・患者の権利擁護とアドボカシーについて	110
6	性暴力被害者専門看護師に関するケア内容について	106
7	司法精神障害者に対する看護ケアに関すること	103
8	刑務所に留置されている妊婦の看護ケアや更生に関すること	103
9	法看護の特性に応じた(看護)危機介入、検視等について	101
10	看護師の役割および法看護への取り組みの必要性について	23

表1は海外文献のキーワード毎の文献数を表した。

北米では、1980年代から大学及び大学院で法看護学講座が開設され、それ以外にも性暴力被害者への看護支援を行う専門看護師養成が当時から行われている。1992年にはアメリカに国際法看護師協会が設立され、法看護師及び法科学に関する専門家が集う学術集会が毎年開催されている。イギリスおよびオーストラリアでは、特に司法精神看護学が発展しており、臨床の司法精神科や刑務所病院と連携し、大学での看護研究が進められている。

教育カリキュラムは、大学により学部教育に含まれるものから修士課程、博士課程、臨床実践家教育コースなど様々で、内容にもばらつきがあり、取得単位は

表2 北米を中心に発展した法看護学教育

大学および課程	特記事項
ベス・エル・カレッジ・オブ・ナーシング (コロラド州) 修士課程	<b>必要単位</b> 12-21単位 <b>講義内容</b> 法科学、法精神保健看護学、犯罪学、被害者学、証拠採集技法、法病理学、ドメスティックバイオレンス等の科目が設定されている 看護倫理：人権擁護、自己決定、倫理的問題、創傷アセスメント、侵襲生体反応、トリアージ 保健医療システムと看護管理 ストレス・コーピング 重症・被災患者および家族心理の理解とケア、 DMAT、CSCATTT コンサルテーション <b>教育方法</b> 講義・演習・実習等 オンライン、ウェブコースを設置する大学が増加している。
フィッツバーグ・ステート・カレッジ (マサチューセッツ州) 大学院看護学修士課程	
ゴンザガ・ユニバーシティ (ワシントン州) 看護学修士コース、選択科目	
ジョンズ・ホプキンス大学、看護学部 (メリーランド州) 修士コースCNS法看護学専攻	
モン・マウス大学 (ニュージャージー州) 大学院法看護学コース	
マウント・ロイヤルカレッジ (カナダ、カルガリー) 法科学コース;インターネット	
クィニピアック大学 (コネチカット州) 看護学修士法看護学CNS専攻コース	
中央オクラホマ大学 (オクラホマ州) 法科学学士	
ペンシルバニア大学 (ペンシルバニア州) 法科学学士	
クサビア大学 (オハイオ州) 法科学学士	

12から21単位と開きがある。講義科目は、法科学、法精神保健看護学、犯罪学、被害者学、証拠採集技法、法病理学、DVなどの科目が設定されている。演習や実習もあり、実習施設も司法解剖や法廷、検察との臨地実習等大学による差がある。教育方法は、講義・演習が中心だが、模擬実習(面接、介入、裁判など)、見学・ビデオ学習、指導者モデル観察・補助、スーパービジョン、ロールプレイ、事例発表・事例検討会、治療チームに実際に参加、セミナー、研究会、学会等に参加する等、多様であった。

欧米においては、大学の付加価値を高め、多くの学生を集める方策のひとつとして、法看護学の開講がなされている。中でも、フィッツバーグ大学やコロラド大学ベスエルカレッジ、ジョンズホプキンス大学は、歴史のある法看護学コースを持っていた。英国でもスーパーナースとして、がん専門看護師に並び(司)法看護師が養成されている。

一方、国内の文献検索は「法看護」をキーワードに、1999年から2008年までの10年間の医学中央雑誌Web版から検索した。その結果、原著論文から会議録まで含め4件の文献を得た。この中で法看護学の定義や教育について述べているのは山田(2007, 2008)のみで、日本には法看護学の実践はあるが、教育の枠組みが確立されていないことが明らかになった。

表3 インタビュー調査日程とテーマ

日程	内 容	インタビュー対象者
2003.8.18	米国におけるDV政策の変遷と社会保障, DV被害者に必要な支援とその提供DV被害者へのケア:電話相談、面接、シェルター保護	米国CA州 Carmichael, Professional Training and Consulting. Shireen Miles
2003.8.20	DV/性暴力の加害者の特徴と支援するうえで配慮すべきこと	Community Services Planning council. Nina Schwarzwalder
2004.8.3	Violence victim and their secondary mental trauma. 被害者の心理	カナダ, プリティッシュコロンビア州立女性医療センター
2004.8.20	Service extension to communities in conjunction with HIV/AIDS in Lusaka,Zambia.	ザンビア, ルサカ市 CBTO, NGO Staff
2004.9.13	Clinical forensic nursing, Clinical forensic nurse examiner and Sexual assault nurse examiner.	コロラド大学教授 バージニア・リンチ博士
2005. 8.5	DV Prevention and Control; Sacramento Police Department. 警察の介入と警察におけるソーシャルワーク	アメリカ, サクラメント市 警察署長Dave Cropp. et
2005. 8.6	DV Prevention and Control; DV Home Court司法システムと加害者プログラム	判事, 弁護士, 被害者アドボケーター, 臨床心理士
2005. 8.8	DV Prevention and Control; Family Violence Prevention Fund. DV被害の調査・虐待予防	アメリカ, サンフランシスコDVに関する財団の幹部4名
2005. 8.8	Asian Women s Servicesシェルター利用者と医療連携・裁判所・警察・病院・福祉・カウンセリングの記録共有	アメリカ, サンフランシスコNGO活動のNs, MSW
2005. 8.9	DV Prevention and Control; Women Escaping a Violent Environment.電話トリアージ, 緊急避難	NGO活動のNs, MSW, Dr, 教育者, ボランティア
2005. 8.10	UCD Med Center and PCTT , CAARES性暴力被害者支援法看護師の業務, 診察場面, 児童虐待における法看護師の看護支援, 現任研修, 多職種連携	Dr, Forensic psychiatric nurse, Sexual assault nurse examiner , セラピスト
2005.9	アメリカにおけるDV防止法の変遷と加害者更生	米国, 元裁判官, ニューヨーク州弁護士, マージョリー氏
2005.11.8	Victim's grief careThe National Center for Grieving Children & Families	オレゴン州ダギーセンタージョン・シュ ワイツァー博士
2005.12	International Association of Forensic Nursesの役割とヘルスケアChild Abuse and Sexual Assault Nurse Examiner	IAFN : Suerry Arndtカリフォルニア 治療センターCarmen Henesy
2006. 1.3	DV Prevention and Control;How DV issues are incorporated in HIV/AIDS Control in Kenya.	ケニア KENWAプロジェクト
2006. 12.27	The treatment of DV issues and Prevention policy in Egypt-University of Cairo, Department of Nursing-	エジプト カイロ大学看護学科教授4名
2007.3	性暴力被害者試験における地域連携モデルとは何か, 性暴力対応チームの成功のための連携について	Minneapolis性暴力資源サービスディレ クターLinda E.Ledray
2007.5.3	養親による児童虐待と行政サポートおよび保護システムの課題 米国CA州サクラメント郡Countywide Services Agency	Child Protective Services I.Jones,M.S. W Supervisor
2008.2.11	暴力を目撃して育つ子どもの心の回復プログラム予防・治療・リハビリテーション・更生 (DAP) の困難感	米国MN州Minneapolis PsyD.LICSW David Mathews

次に、理論と実践のある方々（表3）に法看護学の概念、構造、看護教育の現状、対象、ケアの特性、およびそれらに準じた役割や連携等についてインタビューした。

その結果、法看護師の主要役割は、

- ① 虐待等の暴力行為の判断、検知と対処（臨床としての捜査、根拠・証拠を見出す、犯罪の可能性のスクリーニング、どの段階で医師を呼ぶべきかの判断）
- ② ケアおよび法廷での証言や支援（証拠収集の協力と証拠保全、看護ケアおよび関係機関との連携、法

廷で専門家としての発言をする）

- ③ 聞き取り内容や観察記録を残すことの役割が明確になった。

法看護学を習得した看護職の秀でた観察力で、噛みあと（歯形の理解、人間か動物か、性暴力）や創傷跡（鋭利な傷か否か、凶器の特定・銃）を記録し、自然死ではない死の原因追及の観察をする。性暴力被害では治療を必要とする「目に見える外傷」がない場合であっても被害がないと断定せず、被害者のトラウマの状態を把握し適切なケアを提供する。そして患者の同

意を得、証拠採取と証拠の保管および記録等を行う。この一連の過程で、看護師には十分なインフォームド・コンセントと対象者の人権を守り、弱い立場に追いやられた者の権利擁護を行う機能が託されている。欧米での看護職能の職域拡大範囲の背景には、法医学領域の人材不足、訴訟社会における証拠採取ニーズの高まり等があげられる。また、幾多の戦争や格差社会の先の見えない不安を背景として、人権思想が大衆間で発展し、看護師にも専門職として患者のアボドケイトであるという意識が高まり社会のニーズや科学的知識・技術の進歩にともない、看護職がその実践の新しい側面を切り開いてきた歴史がある。

## VI. 考察

### 1. 法看護学の概念および対象と特性

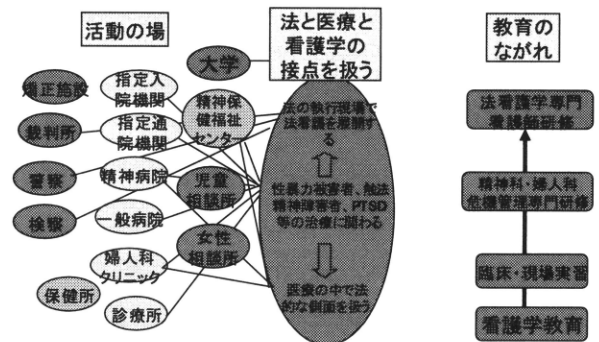
法看護学とは、人々の健康に関与する法的な分野における看護実践を体系化したもので、法看護学の対象は、犯罪や災害の被害者および精神障害を持つ加害者とそれらの家族（遺族）で、その特性は外傷から疾患まで、生体から遺体まで観察対象となることである。

法看護学は、人間とその行動を主たる研究のドメインとするがゆえに、学問として立脚する社会や文化によって、その社会的要請内容は異なる。最も身近な例を挙げると、疾病や外傷は看護職が日常業務の対象とし、ケアを提供するきっかけとなるものである。その際、法看護学的アプローチにより、疾病・外傷の直接ならびに間接的原因について、故意・過失を含むあらゆる可能性を念頭に置いた検討を加える。このことにより、見落としを防ぎ、患者の擁護と、患者の権利を一層的確に護り、質の高い看護ケアを提供できる。

北米で開発された法看護学の領域は、従来の看護学領域がカバーしきれなかった部分に対応できる新たな看護学領域であり、法看護学教育を確立することが、看護の社会的責任を果たすことにつながると考えた。図1は、法看護師の活動の場と教育の流れについて示したものである。法看護学は法と看護学の接点を扱い、活動の場は病院から地域の保健・医療・福祉・公安・司法・教育等の多機関・多施設である。そこで

対応できる看護師養成を学部教育から臨床現場、そして現任研修などの機会をもって育成する流れを示した。

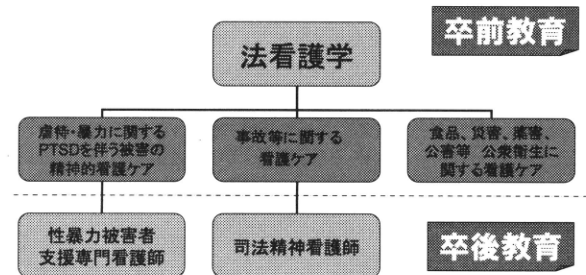
図1 法看護師の活動の場と教育のながれ



### 2. 法看護学体系に基づいた教育方法

冒頭で述べたように、精神看護学（薬物・PTSD）、母性看護学や小児看護学および家族看護学（児童虐待・DV）、在宅看護論や地域看護学（高齢者虐待・自殺）

図2 法看護学の体系図



関係法規、そして災害看護学や救急看護学等、看護学士教育でカリキュラムの中に組み込まれているものが既にある。表1、表2に基づき図2を作成した。卒後教育または現任教育レベルのものとしては、司法精神看護学について、国立精神・神経センター司法精神医学研究部や東京医科歯科大学大学院で教育されている。また、性暴力被害者看護については、NPO法人女性の安全と健康のための支援教育センターで専門看護師養成を2000年から手がけている。

筆者は、1991年に設立された国際法看護師協会の初代会長のヴァージニア・リンチ氏を2004年、青森県立保健大学に招き、そこで得た知見を元に法看護学教育カリキュラム案を作成した。それに基づき2006年に法看護学集会（4回1コース）を開催し、現場の看護師らと意見交換を行った。参加者の反応は、「法

表4 性暴力被害者看護

教育目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 心身に傷を負った性暴力の被害者に適切なケアを提供する。適切で迅速なケアにより、被害者の傷の回復を早め、人生への影響をより少なくする</li> <li>2. 健康被害の背景にある暴力被害を素早く見抜き、適切に対応できる</li> <li>3. 警察や医師、相談員等と連携・協力して働くことで、被害者が二次的加害を受けることを防いだり軽減する</li> <li>4. 被害者の意思に応じて、告訴など法的手続きに備え、本人に同意を得ながら証拠を採取し、記録を残す</li> </ol>
講義・演習科目 2単位 45時間 シラバス	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 性暴力被害者支援のシステムと動向             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) DV防止法、児童虐待防止法、強制わいせつ等関連法の概要と成立過程</li> <li>(2) 暴力と社会構造をめぐる歴史的な経緯と現在の状況</li> </ol> </li> <li>2. 性暴力被害者看護の概念             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 性暴力被害者看護学の理論的な枠組み</li> <li>(2) 性暴力被害者看護に関連する法律・制度の国際比較</li> <li>(3) 女性とこころの病気、複雑性PTSDとPTSDケアチームの概要</li> <li>(4) 性暴力被害の影響、被害者-加害者間のダイナミクス *</li> <li>(5) 性暴力被害者支援における倫理規定と法的手続きにおける権利擁護</li> </ol> </li> <li>3. 性暴力被害者看護の方法             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 性的虐待・子どもへの聴き取りの原則(フォレンジックインタビュー) *</li> <li>(2) 司法精神医療SANEの役割と課題、看護の実際 *</li> <li>(3) 医療現場における多職種専門チームの連携：スクリーニング、介入、SART</li> <li>(4) 身体的外傷の特徴と治療過程、看護アセスメント *</li> <li>(5) 被害者や加害者の家族支援と地域支援</li> </ol> </li> <li>4. 性暴力被害者看護の課題と展望             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法看護学の展開と感情労働におけるバーンアウトとセルフケアの推進</li> <li>(2) 支援の継続と発展、対人援助の原点とエンパワメント *はロールプレイ等の演習</li> </ol> </li> </ol>

表5 司法精神看護

教育目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 司法精神医療という臨床状況における治療や看護が困難となる事情について理解を深めながら、心神喪失者医療観察法に基づく指定入院医療機関における治療と看護の課題について学ぶ。</li> <li>2. 司法精神医学と司法精神看護学の基本的な枠組みや評価方法を学ぶことを通じて、既存の精神医療と精神看護が全般的に抱えている問題点について理解を深める。</li> <li>3. 暴力と攻撃的行動の背景にある精神病理について理解を深め、自傷や他害の行為に対する介入や防止のための方法について習得する。</li> </ol>
講義科目 2単位 30時間 シラバス	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 司法精神医療のシステムと動向             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 心神喪失者医療観察法の概要と成立過程</li> <li>(2) 司法精神医療をめぐる歴史的な経緯と現在の状況</li> </ol> </li> <li>2. 司法精神医療の概念             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 司法精神医学と司法精神看護学の理論的な枠組み</li> <li>(2) 司法精神医療に関連する法律・制度の国際比較</li> <li>(3) 触法精神障害者の集団精神療法</li> <li>(4) 司法精神医学の評価方法と司法精神鑑定</li> <li>(5) 司法精神医療における倫理規定と人権擁護</li> </ol> </li> <li>3. 司法精神医療の方法             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 司法精神科病棟における援助関係とリスクマネジメント</li> <li>(2) 司法精神医療における多職種専門チームの連携</li> <li>(3) 触法精神障害者の行動予測と治療反応性の予測</li> <li>(4) 司法精神科病棟における暴力防止プログラム</li> <li>(5) 触法精神障害者の退院準備と地域支援</li> <li>(6) 犯罪・暴力被害者と家族、加害者家族の支援</li> </ol> </li> <li>4. 司法精神医療の課題と展望             <p>司法精神医療の展開と精神医療改革の推進</p> </li> </ol>

看護という名称からイメージしたものと、取り上げられた内容のギャップが大きかった。期待した以上に実践的で、自分たちに身近な内容だった。」や、「翻訳ものは解釈が難しく理解に時間がかかる」等であった。

つまり、①法看護学という名称になじみが薄く啓発が必要なこと、②法医学と近接するが、対象が患者（被害者）本人だけではなく、家族等へのケアも含むこと、③文化・宗教やシステムの異なる国で発展したものを

十分咀嚼することの難しさが課題としてあげられた。さらに改善を加え、2007年から2008年には、大学内の学生(学士・修士・研修生)を対象に、検察庁の検事や性暴力被害支援専門看護師の講演による話題提供とディスカッションをおこなった。前年度より参加者も増え、法看護の必要性の認識や、知名度も上がった。しかし、教育に必要な教材がなかったため、法看護学の要素を盛り込んだDV被害者支援のブックレットと児童の性虐待に関するリーフレットを作成し、周知啓発も兼ねて県内の全病院、保健機関、訪問看護ステーション、小学校等に配布した。そして、これまでの実践を元に大学院(卒後教育)レベルの法看護学カリキュラム試案を作成した。(表4, 5)

### 3. 日本における法看護学教育の課題

今後の課題は、法看護学を教育する養成側と、看護協会や行政側のニーズが十分適合しているとは言い切れない現状を鑑み、第一に、法看護学の価値観や方向性を、養成側と職能団体・行政・司法側と共有していくこと、次に、法看護学を活用した実践モデルを形成し、社会的意義と活用の効果を示していくことである。

## VIII. おわりに

本研究の結果、大学等の研究教育機関で専門特殊性の高い法看護学教育は可能であり、被害者等の権利を守るための検体採取の技法やケア提供を適切に行うために、必要とされる知識・技能・態度を習得した人材育成のために、法看護学教育の実践が必要である。

## 引用文献

- 日高経子, 三木明子, 金崎悠 (2003). 諸外国における司法精神看護の役割, 岡山大学医学部保健学科紀要, 14巻1号, P103-111
- IAFN. 2008.11.10検索. フォレンジックナースに関するサイト  
<http://www.forensicnursemag.com/educat.html>
- 石松伸一 (2007). 災害時に病院の果たすべき役割 地下鉄サリン事件対応の反省点より, 日本臨床内科医学会誌, 22 (3), P275
- 小林明子, 小澤美和, 草川功, 他 (2007). 地下鉄サリン事件を経験した子どもたちの長期経過, 日本小児救急医学会雑誌, 6 (1), P137
- 美濃由紀子, 宮本真己 (2008). 指定通院医療機関になったらどういふことをするのか. 精神看護, 11巻3号, P73-78
- 宮本真己(2003). 「触法精神障害者」のケアを考える. 精神科看護, 132号, P22-27
- 宮本真己(2006). 医療観察法と多職種連携. 臨床精神医学, 第35巻第3号, p 277-285
- 日本看護協会監修 (2005). 新版保健師業務要覧, p 56
- 越智文雄 (2005). 化学剤, 生物剤, 放射線物質による被害の特殊性, インターナショナルナーシングレビュー, P76-81
- 下里誠二 (2003). 「触法精神障害者」のケアを考える 英国触法精神看護の研修から, 精神科看護, 132号, P14-17
- Virginia A.Lynch (2006). Forensic Nursing. Elsevier Mosby, USA
- 山内俊雄 (2006). 平成17年度厚生労働科学研究「触法行為を行った精神障害者の精神医学的評価, 治療, 社会復帰等に関する研究 分担研究班平成17年度報告書, p12
- 山田典子, 山本春江, 宮本真己, 他 (2007). 健康と生活シリーズNo.11 あなたは見落としていませんか?
- 青森県立保健大学健康科学教育センター
- 山田典子 (2007). 健康被害を拡大する伝統社会における看護の社会的役割, No8.vol2, p 275-281
- 山田典子 (2008). 法看護学はなぜ必要か?, 保健の科学, 50巻4号, p 267-272
- 山田典子, 米山奈奈子, 宮本真己, 他 (2008). 日本における法看護学教育の検討, 看護学雑誌, 72巻12号, p 1024-1028

Curricula of forensic nursing in Japan: A review and recommendation

Key words : forensic nursing, nursing education, curricula, forensic psychiatric nursing, sexual assault nurse examiner

Abstract

This study aimed to clarify the state of currently existing forensic nursing curricula in university education in Japan.

Forensic nursing is an component of health sciences, where multi-faceted social dimensions of nursing care should be studied, discussed and integrated into a practical model of human care. Said multi-faceted dimensions are specifically connected to geographical area, forensic medicine, criminology, psychiatrics, public health, sociology and other topics related to the social implications of nursing.

Social demands on forensic nursing is recognized as a socio-cultural sensitive issue due to the fact that the focus of this science is mainly on human behaviour, which often varies depending on differences in socio-cultural background.

Diseases and injuries are taken up as an entry point for total human care being practiced by nursing professionals. Elaboration is often needed to utilize the forensic approach for nursing professionals, who are at the front-line of health care in handling these common situations. Clients' human rights and dignity should be protected through high quality nursing care particularly on those occasions where the nursing professionals suspect intentional conduct and/or negligence as the cause of the pathological conditions and damage.

The results revealed that fundamental components of this science are already included in the existing curricula at various higher education institutes in Japan. However, it is suggested that learners would further benefit from better exposure to practical skills and knowledge relating to professional forensic nursing. Therefore, additional module development to provide specialized topics in forensic nursing together with the theoretical background is recommended.